【規程番号　神女大短Ⅶ－002】

神戸女子大学・神戸女子短期大学学内規則等の制定及び改廃手続要項

（趣旨）

第１条　神戸女子大学・神戸女子短期大学（以下「本学」という。）における学内規則等の種類及び制定改廃の手続に係る事務の取扱に関しては、この要項の定めるところによる。

（定義）

第２条　この要項における「部局」とは、各学部（神戸女子短期大学を含む。）、各研究科、本学教学組織規程第２条に定める部局及び行吉学園事務組織規程第２条に定める部局をいう。

２　この要項における「部局長」とは、前項に定める部局の長をいう。

（学内規則等の種類）

第３条　学内規則等の種類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学則
(2) 規則
(3) 規程
(4) 細則
(5) 内規
(6) 要項
(7) 要領・申合せ

（学則）

第４条　学則は、学校教育法施行規則第４条に規定する事項について、理事会が定めるものとする。

（規則）

第５条　規則は、組織及び管理運営に関する重要事項について、学長が定めるものとする。

（規程）

第６条　規程は、法定等（文部科学省等からの通知を含む。以下同じ。）、学則又は規則の規程を受けて、学内の重要事項についての細部を学長又は部局長が定めるものとする。

（細則）

第７条　細則は、学則、規則又は規程の実施のため、取扱上の細部を学長又は部局長が定めるものとする。

（内規）

第８条　内規は、その適用範囲を限定した組織内の管理運営に関する事項等について、学長又は部局長が定めるものとする。

（要項）

第９条　要項は、法令等、学則、規則若しくは規程に定めない事項、臨時的な委員会の設置に関する事項又は臨時的な業務若しくは事務の実施のために必要な事項について、学長又は部局長が定めるものとする。

（要領・申合せ）

第10条　要領・申合せは、次の各号によるものとする。

(1) 法令等、規則又は規程等の規定に基づき、主として事務の取扱方法、手続等について学長又

は部局長が定めるもの

(2) 部局長、本学の全学委員会委員長又は学科主任等各業務単位の責任者の裁量により定めるもの

（その他の学内規則等）

第11条　学内規則等にあっては、その名称にかかわらず、規定内容が第６条から第 10 条に相当するものとして定めることができる。

（制定・改廃手続）

第12条　学内規則等の制定又は改廃は、別表に定める手続によるものとする。

２　前項の手続に必要な書類及び様式等は、別に定める。

（手続の特例）

第13条　次の各号の何れかに該当する場合は、学内規則等の一部改正にあたり、前条の手続を省略することができる。ただし、この場合であっても、制定・改廃権者の決裁を要するものとする。

(1) 法令等又は学内規則等の改正による当該法令等の名称又は条項の変更に関するもの

(2) 組織の設置改廃等による組織の名称又は職名の整備に関するもの

(3) 字句の整備に関するもの

(4) その他改正内容が形式的で軽微なものと制定・改廃権者が認めたもの

（管理・所管）

第14条　学内規則等の管理に関する事務は、総務課（総務人事担当）（以下「管理部署」という。）が総括する。

２　学内規則等の所管は、当該学内規則等に係る事務を所掌又は運用に当たっている事務担当部署等（以下「所管部署」という。）とする。

３　所管部署は、学内規則等の制定又は改廃に当たっての起案を行うとともに、手続において管理部署との協議及び関連部局との調整を図るものとする。

（規程集への掲載）

第15条　制定した学内規則等は、学校法人行吉学園規程集（以下「規程集」という。）に掲載することを原則とする。

２　前項の手続は、学校法人行吉学園規程集取扱要領に基づき行うものとする。

（周知）

第16条　学内規則等を制定又は改廃したときは、学内に周知するものとする。

（補足）

第17条　この要項の運用に関し疑義のあるときは、学長が決定する。

２　この要項に定めるもののほか学内規則等の制定及び改廃の手続等に関し必要な事項は、別に定める。

（改廃）

第18条　この要項の改廃は、部局長等会議の意見を聴き、学長が行う。

附　則

１　この要項は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要項の施行前に制定された学内規則等については、当該学内規則等の改正時において、この要項に基づき順次整備を図るものとする。

附　則

この要項は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要項は、令和８年４月１日から施行する。（教学及び事務組織の変更による）

附　則

この要項は、令和８年７月１日から施行する。

別表（第 12 条関係）

（1）第４条～第９条及び第 10 条第１号に規定する学内規則等の制定・改廃手続

<table>
<tr><th>学内規則等の種類</th><th>部局等会議</th><th>教授会（※）</th><th>（常任）理事会</th></tr>
<tr><td>学則</td><td rowspan="7">意見を聴く
（教育研究に関する重要な事項がある場合は審議）</td><td>審議
（教育研究に関する事項）</td><td>審議</td></tr>
<tr><td>規則</td><td rowspan="3">意見を聴く
（教育研究に関する重要な事項がある場合は審議）</td><td rowspan="6">審議又は報告
（管理運営に関する事項がある場合
又は
教育研究に関する重要な事項がある場合）</td></tr>
<tr><td>規程</td></tr>
<tr><td>細則</td></tr>
<tr><td>内規</td><td rowspan="3">意見を聴く</td></tr>
<tr><td>要項</td></tr>
<tr><td>要領・申合せ</td></tr>
</table>

（※）研究科委員会、専攻科委員会を含む

（2）第 10 条第２号に規定する学内規則等の制定・改廃手続

学内規則等の種類	部局 全学委員会 学科	教授会（※）	留意事項
要領・申合せ	審議 （関係部局又は関係委員会）	審議 （教育研究に関する重要な事項がある場合）	・管理部署との事前協議を要する。 ・制定又は改廃の際は、稟議により速やかに学長に報告

（※）研究科委員会、専攻科委員会を含む